

学校問題対応弁護士の配置について

1 事業概要

学校等で発生する問題は複雑化、深刻化が一層進み、その対応に法律の専門的知見が必要となる事案も増えてきている。

このため、法的な裏付けをもって学校問題を解決まで支援していくことを目指し、教育人事・指導課学校問題対応支援係（CEDAR）に非常勤の弁護士を配置する。

2 学校問題対応弁護士の配置

（1）内容

学校等が直面する法律的判断を要する課題について、学校問題対応支援係の一員である弁護士に相談し、助言や事案の整理をする仕組みを整備することにより、問題の早期解決を図る。

また、教育現場で必要とされる法的知識やスキル向上に関する研修等を実施し、学校等の対応力向上を目指す。

（2）配置場所等

教育人事・指導課 執務室（週2回各半日程度）

3 学校問題対応弁護士の経歴

秋山 俊（あきやま しゅん）

平成27年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成28年4月～現在 いじめ予防授業、デートDV等予防授業等、
子ども・保護者・教職員への出前出張講座

令和2年5月～6年3月 八王子市スクールロイヤー

令和3年10月～5年3月 昭島市いじめ問題調査委員会

令和7年4月～現在 狛江市いじめ問題対策委員会